

# 鳥取縣公報

告 示

昭和二十六年七月二十日  
第二千二百二十八号  
金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

### ◇鳥取縣告示第三百十八号

国民健康保險を行う次の村に対し国民健康保險法（昭和十三年法律第六十号）第八條の十二の規定に基き條例の一部改正を認可した。

昭和二十六年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保險を行う村 日野郡日野上村 昭和二十六年七月七日

認可年月日

一、国民健康保險を行う村 東伯郡灘手村 昭和二十六年七月七日

認可年月日

一、国民健康保險を行う村 岩美郡津ノ井村 昭和二十六年七月七日

認可年月日

### ◇鳥取縣告示第三百十九号

食品衛生法施行規則（昭和二十三年七月厚生省令第二十三号）第十八條の規定による食品衛生監視員の証を次のように交付した。

昭和二十六年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

勤務場所	職名	氏 名	番 号	交付年月日
智頭保健所	技師	萩野 邦雄	三六	昭和二六年五月三一日
公衆保健課	"	中西 保	四二	" 六月一四日
鳥取保健所	"	辰巳 宝	四六	" 五月三一日
米子	"	山本 進	四七	" "
倉吉	"	田口 照夫	四八	" 六月二七日

### ◇鳥取縣告示第三百二十号

鳥取縣公報 每週 曜日發行（休日ニ當ル） 昭和二十六年七月二十日  
火金 曜日發行（時ハ翌日） 昭和二十六年七月二十八日  
（第三種郵便物認可）

次の者から食品衛生法施行規則(昭和二十三年七月厚生省令第二十三号)第十八條の規定による食品衛生監視員の証の返納があつた。

昭和二十六年七月二十日

鳥取県知事 西尾 愛 治

勤務場所	職名	氏名	番号	返納年月日
智頭保健所	技師	萩野 邦雄	三六	昭和二十六年五月三十一日
公衆保健課	"	中西 保	四二	"六月一日
鳥取保健所	"	辰巳 宝	四六	"五月三十一日
米子"	"	山本 進	四七	" "
倉吉"	"	田口 照夫	四八	"六月二十七日
米子"	"	椎木 澄夫	四九	"六月一日

昭和二十六年七月二十日印刷  
昭和二十六年七月二十日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十日)  
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷

鳥取縣